

令和 6 年度

一般廃棄物処理実施計画

京都府向日市

令和6年度向日市一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の3の規定に基づき、令和6年度向日市一般廃棄物処理実施計画を次のように定める。

令和6年3月31日

向日市長 安 田 守

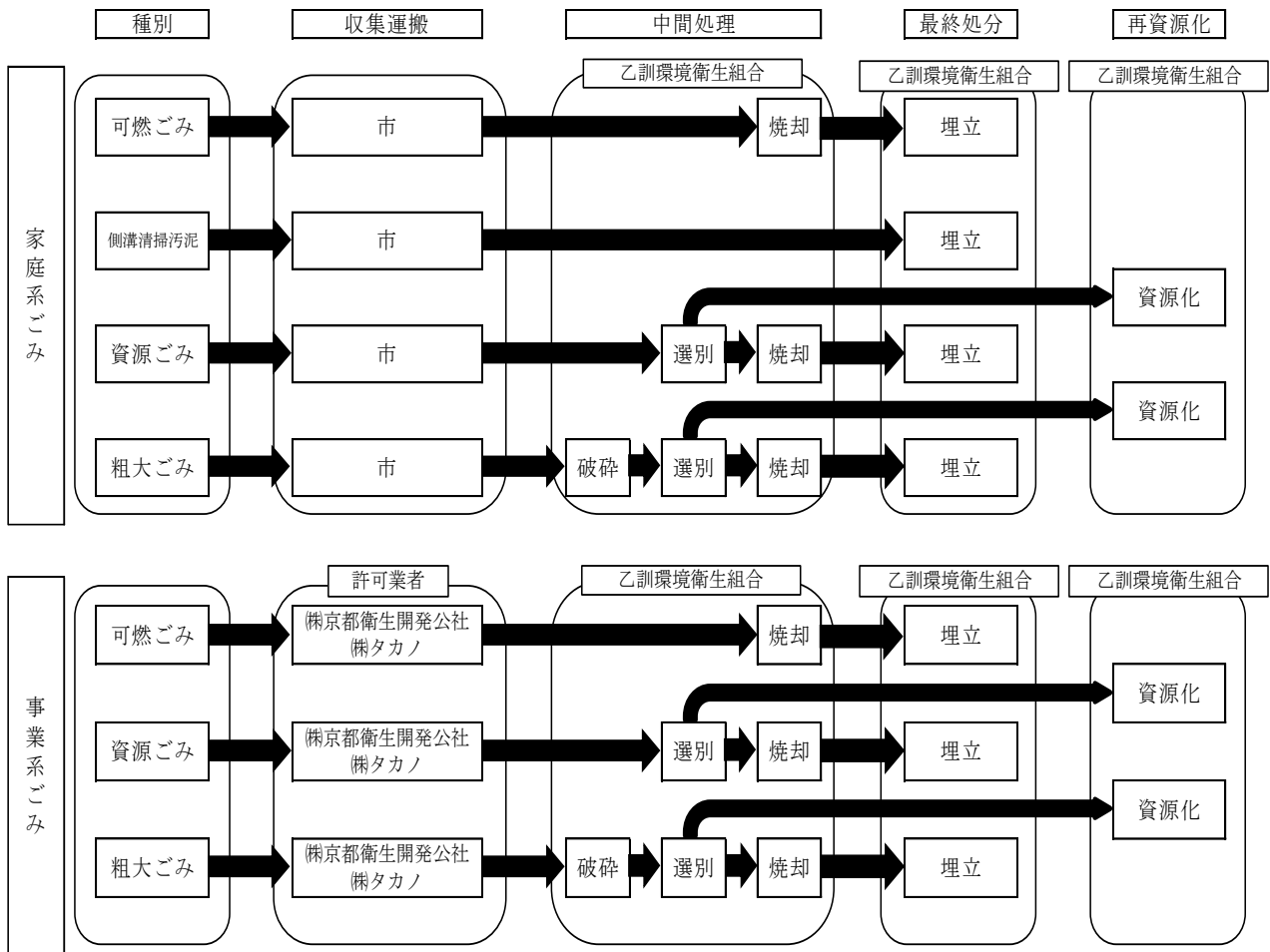
1 一般廃棄物の排出の状況

種 類			排出見込み量
ご み	家庭系ごみ	可燃ごみ	8,102 t／年
		側溝清掃汚泥	84 t／年
		資源ごみ	872 t／年
		粗大ごみ	137 t／年
	小 計		9,195 t／年
	事業系ごみ	可燃ごみ	3,099 t／年
		側溝清掃汚泥	0 t／年
		資源ごみ	3 t／年
		粗大ごみ	211 t／年
	小 計		3,313 t／年
	計		12,508 t／年

し 尿	し 尿	172 kl／年
	浄化槽汚泥	143 kl／年
	計	315 kl／年

2 一般廃棄物の処理主体

(1) ごみ



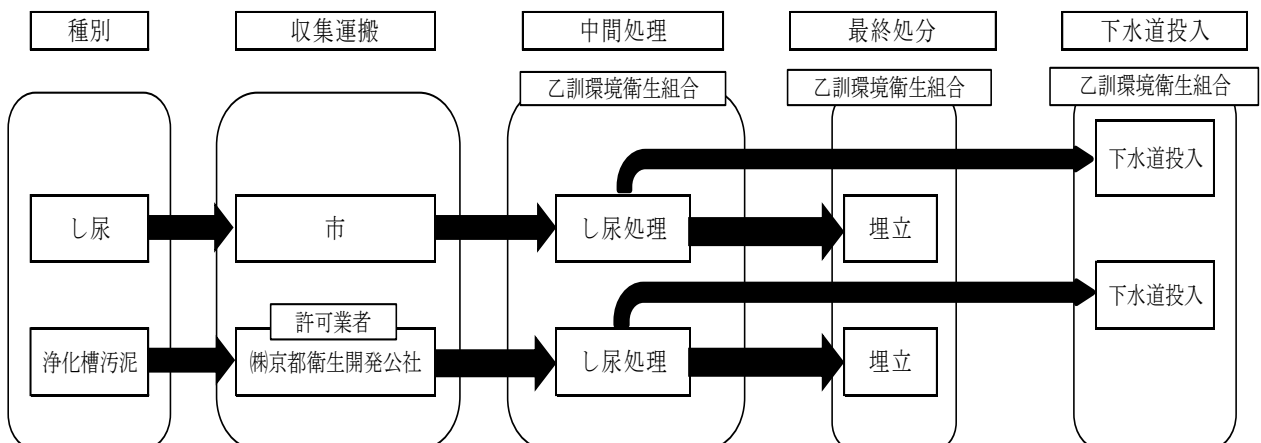
※再資源化量：家庭系ごみ 629 t/年

事業系ごみ 3 t/年

【備考】

市民は家庭系一般廃棄物を、市内事業者は事業系一般廃棄物を乙訓環境衛生組合に直接搬入することができる。この場合の搬入方法については、乙訓環境衛生組合が別に定める。

(2) し尿



3 処理計画

(1) ごみ処理計画

①ごみの排出抑制・再資源化計画

国においては、高度成長期からの廃棄物の急増やそれに伴う最終処分場の不足等の問題を抱える大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済システムから脱却し、3R（発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle））の実施と廃棄物の適正処分が確保される循環型社会の形成を推進しているところである。

本計画は、本市における「循環型社会」の形成に向け、市民・事業者・行政が一体となって、一般廃棄物処理基本計画に掲げる「ごみの減量・再資源化」に取り組むものである。

令和6年度実施計画は、次のとおりとする。

(i) ごみの排出抑制、適正排出、リサイクル促進のための指導及び啓発

- ・ごみ分別アプリの利用普及
- ・粗大ごみインターネット受付システムの利用普及
- ・「広報むこう」等によるごみ減量に関する啓発
- ・「ごみの出し方・分け方カレンダー」各戸配布による適正排出の啓発
- ・適正排出指導を目的とした分別ステーションへの分別指導員配置
- ・大規模事業所に対するごみ排出の実態把握及び減量の推進
- ・市役所、市内公共施設における資源物の終日回収
- ・事業者と連携し、食品ロス削減（フードシェアリングサービス）に取り組む。

(ii) イベントによるごみ減量・リサイクル意識の高揚

- ・京都市南区連携事業を実施

(iii) 生ごみ堆肥化容器購入補助金制度の実施

- ・生ごみ堆肥化容器購入補助を行い、生ごみの減量及び意識の高揚を図る。

(iv) 紙パック拠点回収の推進

- ・資源ごみの再資源化向上のため、紙パックの拠点回収に取り組む。
- ・事業者と連携し、アルミ箔付紙パックの拠点回収に取り組む。

(v) 不法投棄防止対策

- ・市内巡回パトロールの実施

(vi) 「向日市一斉クリーン作戦(市内一斉清掃)」の実施

- ・環境意識の向上や美しいまちづくりのため、本市に関わる市民、各種団体及び事業所などとともに市内一斉清掃を実施する。

(vii) 廃食油回収活動の支援

- ・廃食油回収活動を奨励し、また、市役所での拠点回収を行うことで省資源及び環境保全に対する市民意識を高め、ごみの減量及び資源の有効利用を図る。

(viii) 古紙回収活動の支援

- ・ごみの減量及び資源の有効利用並びにごみのリサイクル意識の向上を図るため、古紙や古繊維等の資源物回収拠点の利用促進に取り組む。
- ・古紙や古繊維等の資源物を回収する団体に対し助成金を交付する。

② ごみの収集・運搬の概要

家庭系ごみ	種別	収集回数	収集場所	収集区域
	可燃ごみ	2回／週	各戸前／ステーション	市内全域
	側溝清掃汚泥	随時	地区排出場所	
	資源ごみ	2回／月	分別ステーション	
	粗大ごみ	随時	各戸前	

事業系ごみ	可燃ごみ	随時	各事業所	市内全域
	資源ごみ	随時	各事業所	
	粗大ごみ	随時	各事業所	

(2) 生活排水処理実施計画

①生活排水処理計画

処理方法	区域	人口
下水道投入	市内全域	56,428 人

②し尿、浄化槽汚泥の収集・運搬の概要

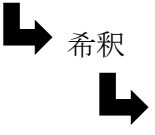
種別	収集回数	収集場所	収集区域
し尿	2回／月	各戸	市内全域
浄化槽汚泥	1～2回／年	各戸	

4 中間処理施設等の概要

(1) 中間処理施設

処理区分	焼却	破碎・選別	選別	選別
処理主体	乙訓環境衛生組合	乙訓環境衛生組合	乙訓環境衛生組合	乙訓環境衛生組合
施設名称	ごみ焼却処理施設	リサイクルプラザ	ペットボトル処理施設	プラスチック製容器 包装圧縮梱包施設
所在地	京都府乙訓郡 大山崎町下植野 南牧方 32	京都府乙訓郡 大山崎町下植野 南牧方 32	京都府長岡京市 勝竜寺下長黒 1-1 地先	京都府長岡京市 勝竜寺下長黒 1-1 地先
処理方式	連続焼却炉	回転式・二軸剪断式	—	—
処理能力	75t／24h×3 炉	46t／5h	1.81t／5h	9.3t／5h
処理量	105t／日 (361 日)	19t／日 (200 日)	1.3t／日 (225 日)	4.1t／日 (225 日)
残渣量	17t／日	11t／日	0.1t／日	0.8t／日

(2) し尿処理施設

処理区分	し尿処理
処理主体	乙訓環境衛生組合
施設名称	し尿処理施設
所在地	京都府乙訓郡大山崎町 下植野南牧方 32
処理方式	受入・前処理 
処理能力	20kl／日
処理量	7kl／日 (242 日)
残渣量	0 t／日

(3) 最終処分場

処理主体	乙訓環境衛生組合
施設名称	勝竜寺埋立地
所在地	京都府長岡京市 勝竜寺下長黒 1-1 地先
全体面積	45,352 m ²
埋立地面積	37,761 m ²
全体容量	318,100 m ³
残容量	54,427.04 m ³ (令和6年3月末時点)
埋立方式	サンドイッチ工法
年間埋立量 ※	512.04 m ³
年間覆土量	0.00 m ³

※勝竜寺埋立地年間埋立量の他に、別途、大阪湾広域臨海環境整備センターへ
年間 5,054.55t の搬出を予定。